「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年１月 30 日
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和７年 12 月６日から令和８年１月４日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集する意見公募手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、５件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。（なお、他に本件とは直接関係のないご意見が６件ございました。）

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。